

	協定等	インド協定	ペルー協定	オーストラリア協定		モンゴル協定	RCEP協定	
				ACCI	AiG			
原産地基準	完全生産品	A	(a)	WO		A	WO	
	原産材料のみから生産される産品	B	(b)	PE		B	PE	
	品目別規則を満たす産品	B	(c)	PSR		C	CTC、RVC、CR	
	関税分類変更基準の特例産品	—	—	—		—	—	
	繊維製品の特例	—	—	—		—	—	
その他の基準	記入欄	第5欄(特惠基準)	第6欄(特惠基準)	第8欄(特惠基準)	特惠基準欄	第5欄(原産地基準)	第10欄(原産地基準)	
	記入事項	必要に応じ、DMI、ACU、FGMを追記	—	必要に応じ、 ①僅少の非原産材料や累積を適用する場合はその旨記載 ②「De Minimis」「Accumulation」へのチェック(レ)	必要に応じ、「CODE MINIMIS」「ACCUMULATION」へのチェック(レ)	必要に応じ、ACU、DMIを追記	必要に応じ、ACU、DMIを追記	
特殊な品名	記入欄	第5欄(特惠基準)	—	①第8欄(特惠基準) ②第13欄(その他の明示)	最下欄	第5欄(原産地基準)	第10欄(原産地基準)	
	記入事項	—	品目別規則の品名に特別の記載のある産品について当該品目別規則が適用される場合：当該特段の記載を記入 産品が梱包されていない場合：「IN BULK」	—	—	—	—	
Aセアン登録第三国船舶漁獲材料	記入事項	—	—	—	—	—	—	
	記入欄	—	—	—	—	—	—	
遊及発給	記入事項①	「ISSUED RETROACTIVELY」へのチェック(レ)	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	「Issued Retroactively」へのチェック(レ)	「RETROSPECTIVE」へのチェック(レ)	“ISSUED RETROACTIVELY”	「Issued Retroactively」へのチェック(レ)	
	記入欄①	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第13欄(その他の明示)	最下欄	第8欄(備考) (記入欄が異なっても可)	第17欄	
	記入事項②	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)		船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	—	
	記入欄②	第3欄(輸送の詳細)	第4欄(輸送の詳細)	第3欄(輸送の手段及び経路)	Date of Shipment欄	第3欄(輸送の詳細)	—	
(参考) 原則的な原産地証明書の発給時期	船積みするとき又は船積日を含め3日以内まで	船積みするときまで	船積みするときまで		船積みするときまで	—		
紛失等の理由による「再発給」	「再発給」証明書の性格	新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給される。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	—	再発給なし	—	新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給される。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	当初の原産地証明書と同一の原産地証明書番号及び日付が記載される。	
	記入事項	“CERTIFIED TRUE COPY”及びオリジナル原産地証明書の発給日及び番号	“DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER__DATED__”	—	「DUPLICATION OF ORIGINAL」へのチェック(レ)	オリジナルの原産地証明書の発給日と番号	再発給の日付及び“CERTIFIED TRUE COPY”	
	記入欄	第8欄(備考)	第9欄(備考)	—	最下欄	第8欄(備考)	第14欄	
修正	証明書の発給のやり直し	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。		誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	新たな原産地証明書を発給し、当初の原産地証明書を無効とする。	
	証明書の修正	権限者の署名による承認と機関の証印	権限者の署名による承認と機関の証印	権限者の署名による承認と機関の証印		権限者の署名による承認又は機関の証印	輸出締約国の発給機関の正規の署名及び公の印章による認証	
インボイスの番号及び日付け	原則	日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付(日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)				日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付(日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)	インボイスの番号及び日付(第13欄)	
	発給時に第三国インボイス	記入事項①	第三国インボイスの番号及び日付				第三国インボイスの番号及び日付	第三国インボイスの発行者の名称及び国名
		記入欄①	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第8欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	Invoice Number欄及びDate of Invoice欄	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第14欄
		記入事項②	当該インボイスの発行者の名称及び住所及び「Third Country Invoicing」へのチェック(レ)	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	「Subject of non-party invoice」へのチェック(レ)	「NON PARTY INVOICE」へのチェック(レ)	インボイスが第三国で発行される旨	「Third-party invoicing」へのチェック(レ)
	発給時に第三国インボイス番号が不明	記入欄②	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第13欄(その他の明示)	最下欄	第8欄(備考)	第17欄
		記入事項①	輸出者のインボイス番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	—		輸出者のインボイス番号及び日付	—
		記入欄①	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第8欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	Invoice Number欄及びDate of Invoice欄	第7欄(インボイスの番号及び日付)	—
記入事項②		第三国インボイスの発行者の名称及び住所及び「Third Country Invoicing」へのチェック(レ)	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	「Subject of non-party invoice」へのチェック(レ)	「NON PARTY INVOICE」へのチェック(レ)	インボイスが第三国で発行される旨	—	
取扱い	取引がわかる関係書類の提出				取引がわかる関係書類の提出	—		
連続する原産地証明	記入事項	—	—	—		—	【第13欄】 「Back-to-back Certificate of Origin」へのチェック(レ) 【第17欄】 最初の原産地証明書の参照番号、発行日、発効国、最初の輸出国におけるRCEP原産国(認定輸出者による自己申告である場合)最初の輸出国における認定輸出者番号	
	記入欄	—	—	—		—	—	